



ロータリーのマジック

- 国際ロータリー会長 ステファニー・A・アーチック
- 国際ロータリー 第2660地区ガバナー 大橋 秀典

真実から目をそむけることはできない。助けを求めることは勇気ある行動です。
健康と幸せにいたる道を求めることは、さらに勇気があることです

例会場 箕面観光ホテル 例会日 毎週木曜日 18:30~
事務局 〒562-0006 大阪府箕面市温泉町 1-1 (箕面観光ホテル内) Tel:072-724-2781 Fax:072-724-1786
Email: mino-orc@abeam.ocn.ne.jp HP: http://mino-orc.net/

NO.2609

2024年10月24日発行

- 本日の例会プログラム
2024年10月24日(木) 第2618回例会
卓話 プログラム委員長 高橋太朗 会員

会場:箕面観光ホテル

- 次回の例会プログラム
2024年11月7日(木) 第2619回例会
卓話 ロータリー財団委員長 片山秀樹 会員

会場:箕面観光ホテル

◆前回例会◆

出席報告

- ・2024年10月17日(木) 第2617回
会員数 36名 出席者 23名 (出席率 67.64%)

◆会長挨拶◆

庄司 修二

こんばんは。二週間ぶりの例会となります。

10/5, 6の箕面まつりに当クラブは例年通りスーパーボールすくい出店いたしました。無事終了いたしました。今年の収支ですが、2日間で約38万円の売り上げ、物品購入が18万円でしたので、20万円程の収益となりました。沢山の会員に出席していただき、ご協力ありがとうございました。



今年度のクリスマス例会についてですが、12/12(木)に万博迎賓館で行います。後程、幹事報告で詳しくお伝えいたしますが、家族の皆様が出席しやすい費用割合になるよう、理事会にて考えておりますので、会員の皆さま、そしてご家族の皆様も出来るだけご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

これからの行事予定ですが、今週土曜日に「あかつきまつり」があります。そして翌日の10/20には、地区のRAC主催「END POLIO NOW FES」が開催されます。この二つの行事

につきましても、お時間があります方はぜひご参加ください。ロータリーの事業として、どのようなことをしているのかを見ることは、とても大切なことだと思います。そして、来週24日には会長ノミニーの指名委員会を予定しており、11月末には地区大会があります。沢山の行事が予定されておりますが、12月が終わりましたら今年度の事業もほぼ終わりとなりますので、1月からは次年度への引継ぎにむけて動いていく事になります。

以前からお伝えしております補助金事業ですが、市内各中学校へのバレーボールの寄贈は全て終了いたしました。どの中学校にも大変喜んでいただきましたことをご報告いたします。事業としては、来年6月にバレーボール教室を予定しております。

箕面市では秋祭りが各地区で開催されております。このあたりの箕面市箕面では昔から聖天宮秋季大祭「天狗祭り」があります。「無病息災」「子孫繁栄」を願う祭りですが、その起源は定かではありませんが、江戸時代末期にはその様子を記したものが残されているそうです。私は地域の消防団に入っておりますので、昨日は着物と下駄で家々を回りお祓いを行いました。昼間は大体1000軒くらいまわって25000歩ほど歩きました。夜には天狗が暴れます。天狗が子どもをおいかけて叩きにまわります。これは邪気払い・悪魔祓いの意味があり、叩かれると元気で賢い子になるなどと言われております。昔は子どもを叩きまわっていたのですが、今は叩くことについて問題があるようで、歴史のある地域のお祭りといえども、昔のように行うことは難しい状況となっております。



☑ 4つのテスト 言行はこれに照らしてから

01

真実かどうか

02

みんなに公平か

03

好意と友情を深めるか

04

みんなのためになるかどうか

◆幹事報告◆

山根 ひとみ

10月の例会

- 24日 卓話 高橋会員
- 31日 休会 5週目につき

・10/5、6 箕面まつりご協力の御礼



・「あかつきまつり」物販協力のお願い
10/19(土)10時30分~12時45分
箕面 RC ブースでの物販(ビール、たこせん)

・令和6年9月 能登半島豪雨災害支援金のお願い
本日募金箱を廻します

◆理事役員会報告◆

審議事項

- ・EXPO フェスタ予算について →承認
- ・クリスマス例会について →会費等、次回理事会で最終審議
(会員会費徴収、ご家族配偶者無料、高校生以下無料)

報告事項

- ・会長のノミニー指名委員会は10/24(例会終了後)
- ・箕面まつりについて
- ・地区補助金事業進捗状況
→バレーボールの寄贈終了、6月バレーボール教室開催
- ・移動例会 →11/21 大阪工業大学において開催

◆SAA報告◆

SAA 浦 収

ニコニコ

青 敬祐会員：水島さん、卓話よろしく。楽しみです。
黄堂泰昌会員：今夜の満月はハンタームーンと呼びます
前田建司会員：水島会員、卓話宜しくお願ひいたします
庄可修二会員：水島委員長、卓話よろしくお願ひします
高橋太朗会員：水島さん、楽しみにしています。よろしくお願ひいたします

山下正和会員：よろしくお願ひします
河野優作会員、木村貞基会員、木村知也会員、今野翔太会員
森田雅之会員、西田泰会員、西脇悟会員、武久智恵会員
上田紘史会員、浦収会員、山根ひとみ会員

米山奨学会

芝野弘三郎会員：水島様、卓話よろしく！
青敬祐会員、道林侑輝会員、河野優作会員、木村貞基会員
黄堂泰昌会員、今野翔太会員、前田建司会員、西田泰会員
西脇悟会員、庄可修二会員、高橋太朗会員、武久智恵会員
上田紘史会員、浦収会員、山根ひとみ会員

ロータリー財団

上島一彦会員：水島さん、卓話よろしくお願ひします
青敬祐会員、道林侑輝会員、林たかみ会員、片山秀樹会員
河野優作会員、木村貞基会員、木村知也会員、黄堂泰昌会員
今野翔太会員、前田建司会員、西田泰会員、西脇悟会員
芝野弘三郎会員、高橋太朗会員、上田紘史会員、浦収会員
山根ひとみ会員、山下正和会員

ポリオ

青敬祐会員、木村知也会員、西田泰会員、西脇悟会員
芝野弘三郎会員、上島一彦会員、高橋太朗会員
山根ひとみ会員、山下正和会員

恒久基金

西田泰会員、高橋太朗会員、山根ひとみ会員

◆行事報告◆

☆10/19 あかつき福祉会主催『あかつきまつり』参加



☆10/20 MOA 美術館児童作品展表彰式出席(庄司会長)



☆10/20 RAC 主催「END POLIO NOW FES」出席
(庄司会長・山根幹事)



☑ 4つのテスト 言行はこれに照らしてから

01 真実かどうか

02 みんなに公平か

03 好意と友情を深めるか

04 みんなのためになるかどうか

◆卓話◆

『とにかくややこしい外国人の登記』

米山奨学会委員長 水島教絵 会員

米山委員長の水島です。今日は国際交流と司法書士業務、実は密接な関係があるということで最近の私の仕事についてお話をさせていただきます。よろしくお願いたします。



私は司法書士をしています。主な業務が登記手続きです。海外の方と一番接する機会が多いのは、不動産取引です。司法書士の役割は、本当に買主売主がこの人で間違いないのか、不動産の名義変更の書類は足りているのか、この確認になります。

私が司法書士になって最初の頃は不動産取引の当事者で、たまに日本在住の中国人や韓国人の方が買主、売主になったりしていましたが、日本人が手続きするのとはほぼ変わらない書類でできたのであまり問題視はしていませんでした。コロナ禍前ぐらいから外国人の方が当事者になるケースが一気に増えてきて、ここ2、3年でうちの事務所の案件でも外国人の方の不動産取引が普通にある状況になっています。他にも会社の登記でも最近では海外の方が海外にいなから日本で設立する案件も増えてきています。

日本では、コロナ禍で一時的に減りましたが、昨年末の在留外国人の総数は、341万992人で、昨年末より10%の増加、日本の総人口に占める割合は2.32%で過去最高となりました。



これだけ外国人の方が周辺に普通にいるようになってるので、将来自分の家族が、違う国籍の人と結婚することは当然前の世の中になってくるのだらうと思っています。誰にとっても国際結婚というのは全く他人ごとではないということです。その際、皆さんに覚えておいていただきたいのは、国際結婚というのは、国際相続に結び付くという事です。

家族には口出ししにくいかもしれませんが、その場合、できる限り何か対策を取っておいていただきたいと思います。

国際相続というのは日本と外国にまたがる相続のことをいいます。例えば、次のようなケースです。

- 相続人が外国籍である
- 被相続人(亡くなった人)が外国籍である
- 相続人や被相続人が外国に居住している
- 遺産の全部または一部が外国にある

国際相続に当てはまる場合、その財産は、どの国の法律で手続きしたらよいのか、ここから確認しないとイケません。どの国の法律が適用されるかによって、相続人や遺産の範囲も変わってきます。

日本では、なくなった人の国の法律を適用すると決められています。日本国籍であれば、日本の法律に従って相続を行います。

Q. 相続時、どの国の法を適用するか

相続統	相続分割主義
全ての財産について	不動産所在地の法律に従う。
国の法律による	外(成立時)・最後に住んでいた国の法律
日本 台湾 韓国	EU加盟国(一部除く) 南米 北米 英 中国

※本人が生前にどの国の法律で相続してほしいか選択できる国もある

海外での遺産の分け方は、大きく分けて2種類の方法があります。

相続財産の種類にかかわらず、亡くなった方の本国または住所地の法律を適用する方法です。もう一つは、相続財産のうち不動産についてはその所在地の法律を準拠法とし、それ以外の財産については被相続人の本国または住所地の法律を準拠法とする方法で、アメリカ、イギリス、中国などで採用されています。

また、英米法の国では、相続手続は原則プロバートという裁判所が関与する手続で行われ、裁判所の関与なしに相続手続を進めることができる日本の相続手続とは異なります。

国際相続の問題

- ① どの国の法律が適用されるかという問題
⇒ 相続人が誰か、相続財産の範囲はどこまでか
- ② 実際の相続手続きに関する問題
⇒ 日本人の相続であっても、日本の手続きを認めてくれるのかは、別の話
- ③ 相続税の問題
⇒ どの国に対し、いつまでに、いくらに相続に関する税金を支払う必要があるのか

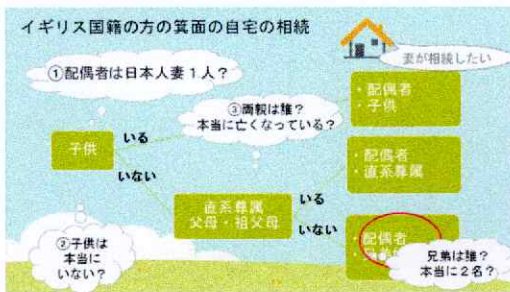
☑ 4つのテスト 言行はこれに照らしてから

- 01 真実かどうか 02 みんなに公平か 03 好意と友情を深めるか 04 みんなのためになるかどうか

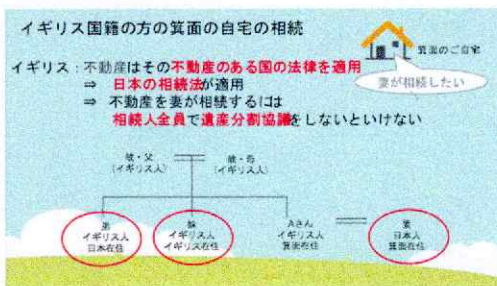
どの国の法律が適用されるのかが分かって、それで解決ではありません。

日本人の相続だったら日本の法律が適用されるから安心、というわけでもありません。例えば日本の方の相続が発生した際、海外にある現地の銀行の預金について相続手続きをしようとしても、戸籍や印鑑証明書、遺産分割協議書をもって行って、はたしてその銀行が手続きを認めてくれるのか、という問題があります。手続きができない可能性があるということです。

また、手続きができたとしても、相続税も国によって規定は様々で、どの国に対しいつまでいくらの相続に関する税金を支払う必要があるのか、日本では、通常は亡くなってから10か月以内に相続税の納付まで終わらせる必要がありますので、それまでにこの問題を全て解決させることができるのかというと、大変だということがよく分かって頂けたかと思えます。



昨年うちで相続登記を申請した、箕面に在住の、日本人の奥さんをもつイギリス人の男性の相続について考えていきたいと思えます。日本では、亡くなった方がイギリス人であれば、イギリスの法律が適用されます。イギリスの法律はというと、不動産はその不動産がある国の法律を適用し最終的には、日本の法律が適用されます。ややこしいですが、結論としては、日本の法律が適用されるということになります。

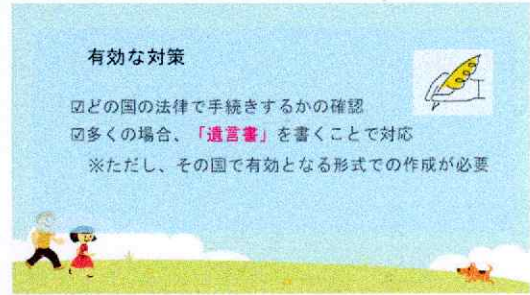


次は、相続人が誰かということです。日本人の相続は、戸籍に記載されていることが全てなので、万が一実子なのに戸籍に認知等の記載もなかったら、その子は民法上は他人になります。今回は亡くなられたのがイギリス国籍の方なので、当然戸籍はありません。

奥さんからまずは、親族関係を聴取して、それが本当なのかを、色々な書面で証明していく作業が必要になりました。

聴取した話では、相続人は、奥さん、亡くなった方の妹(イギリス在住)、弟(日本在住)ということでした。

問題なのは、その相続関係をどう証明するのかという点です。本当に奥さんは1人なのか、日本人の奥さん以外の子供はいないのか、両親は亡くなられているのか本当にこの人が両親か、本当に姉弟なのか、この2名だけだどう証明するのか。最終的には通常では必要のない書類の作成、現地のノータリーパブリックという公証役場での手続き、書類の翻訳作業等が必要となり、書類を揃えるのに半年かかりました。



国際相続で有効な生前対策としては、遺言があります。どこの国でも遺言のような制度があるので、事前に手続きしておくことをお勧めしますが、これについても、それぞれの国で方式が違うので、よく確認してから手続きをしておいてもらいたいと思えます。



☑ 4つのテスト 言行はこれに照らしてから

01 真実かどうか

02 みんなに公平か

03 好意と友情を深めるか

04 みんなのためになるかどうか